

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年五月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

一 道路の種類 県道

二 路線名 熊谷羽生線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>行田市大字和田字森下八四番五地先 から 同市大字斉條字前田五六三番地先ま で</p>	<p>行田市大字和田字兩判一七四番一地 先から 同市大字斉條字白幡四五八番四地先 まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一一・二五〇 二一・七一</p>	<p>六・〇〇〇 三〇・九三</p>	<p>六・〇〇〇 二二・八六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五五六・四八</p>	<p>八八七・一九</p>		<p>延長 (メートル)</p>
	<p>旧道の一部は、行田市に引き継ぐ 予定</p>		<p>備 考</p>